

Business News

第260号

三井住友海上経営サポートセンターでは、会員企業・法人の経営者の皆様から各種経営相談をお受けしています。また Business News を定期的にお届けして皆さまに各種経営情報をご提供いたします。本号は、企業が新型コロナウイルス感染症の影響を受けている状況で、お問合せの多い「雇用調整助成金の特例措置」についてご案内いたします。

新型コロナウイルス感染症による雇用調整助成金の特例措置

雇用調整助成金は、「経済上の理由」で事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対する支援制度です。従業員を（解雇等せずに）休業等で雇用を維持した場合について休業手当の一部が助成されます。2020年（令和2年）4月1日～6月30日の間は、新型コロナウイルス感染症の影響による「緊急対応期間」として、全国を対象に拡大された特例措置が適用されます。（本ニュースは、2020年4月8日現在の内容です。）

1. 制度の概要

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業等（休業、教育訓練または出向）を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に支給されます。

2. 主な支給要件

- （1）雇用保険適用事業所の事業主であること（全業種が対象）。
- （2）「休業等実施計画届」を提出していること。2020年6月30日までは、事後提出も可。
- （3）直近1か月の生産指標が、前年同期比で5%以上減少していること（通常は10%）。
- （4）労使間で締結した労使協定書に基づく休業であること。
 - ・生産指標の確認期間が、特例により1か月に短縮されます（通常は、3か月平均）。
 - ・生産指標とは、販売量、売上高、生産量等の事業活動を示す指標のことをいいます。
 - ・休業計画届を提出する月の前月の対前年同期比で確認します。新設事業所で前年比較ができない場合は、2019年12月と比較します。

3. 対象となる休業

新型コロナウイルス感染症の影響による、初日が2020年1月24日～7月23日の休業。

- ・丸1日の休業だけでなく、一定の要件で1時間以上の休業も対象となります。
- ・雇用保険の被保険者ではない従業員も対象となります。

4. 支給額

従業員に支払った休業手当等の額に対して、以下の率で支給されます。一定の要件（解雇を行っていない等）により、()内の率となります。1人1日当たり8,330円が限度です。

<大企業> 2/3 (3/4)、<中小企業> 4/5 (9/10)

5. 最新情報・お問合せ先等

- （1）具体的な取扱いやご相談は、お近くの都道府県労働局またはハローワークにお問合せください。
- （2）最新の内容や詳細、その他の政府支援策は、以下のHPでご確認ください。

・厚生労働省「雇用調整助成金」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

・経済産業省「新型コロナウイルス感染症関連」<https://www.meti.go.jp/covid-19/>

- （3）フリーダイヤルでのお問合せ先（厚生労働省HPより）：0120-60-3999

（学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金、個人向け緊急小口資金相談コールセンター）

* 学校等休業助成金は、子どもの世話をを行う従業員への有給休暇についての助成制度です。

このニュースは三井住友海上経営サポートセンターの会員様に発信しております。

三井住友海上火災保険(株) 101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 TEL03-3259-1443 URL <https://www.ms-ins.com/business/keiei-support/>

※三井住友海上では、外部専門家と連携し、企業・法人経営者の皆様へ有益な情報を提供しています。

N260